

【岐阜県農業フェスティバル留意事項】

1. 出店品目の変更の禁止

- ・開催当日に飲食メニュー、販売の主力品目を変更した場合、食品衛生営業許可を得ていない商品等を販売した場合は、出店許可を取り消します。
- ・メニュー、販売品目は本フェスティバル主催者（以下、主催者という。）がチラシやホームページ等にて告知しますのでご承知下さい。

2. 試食・試飲

- ・試食の有無は出店計画書（提出書類2）に記入願います。
- ・試食品はカット等調理済のものを保存容器に詰め、品温に注意して持ち込んでください。販売の小間は十分な衛生状態を確保できていませんので、小間内でのカット等調理は禁止です。

3. 出品物の管理

- ・出品物の管理は、出店者の責任により行ってください。
- ・食材・販売物等の適正保存温度及び関係法令を遵守願います。
- ・ゴミ（段ボール、発泡スチロール、廃油類、一斗缶、耐火ボード、ブルーシート等）については、出店者の責任により必ず持ち帰ってください。また、会場内の美化清掃についても係員の指示に従い協力願います。
- ・出品物による地面の汚損等が懸念される場合には、その対策を講じ、特に飲食出店者は、ブルーシート等による地面の汚れ防止対策を必ず行ってください。

4. 持ち込み禁止品等

- ・出店者は、展示・販売等にかかる危険防止について、万全の措置を取り、次に掲げる物品の持ち込み又は行為を禁止します。
 - 発火又は引火しやすいもの
 - 著しく煙を発するもの
 - 著しく音響・振動・ほこり・異臭を発するもの
 - 接触又は接近することにより、事故を起こす恐れのあるもの

5. 展示・装飾

- ・テープ類による貼付は養生テープのみ、小間台への値札等に限定とします。
- ・小間外の装飾は他の出店者への妨げとなるため、禁止します。
- ・主催者が設置する出店者名板の移動、加工、取り外し、装飾で隠すことは禁止です。
- ・催事期間中、上記ルールに違反する装飾等については撤去指示または撤去します。

6. 電気の使用

- ・使用する電気器具は全て記入し、使用数、電圧及び電気容量を記入願います。
- ・28日（土）夜間の通電や200V使用が必要な場合は、出店計画書（提出書類2）に記入し、事前に主催者と相談願います。
- ・アリーナ内の出展は、電気容量に制限があるため機器の使用を制限する場合があります。
- ・コンセントの配置位置は指定できません（1,500W あたり1タップを設置予定）。

7. 運営の留意点・禁止事項

- ・出店者は、主催者が交付する出展者証を必ず着用願います。
- ・自店の購入客の行列が周辺の出展・営業の妨げとなる恐れがある場合には、出店者の責任において整列等の対策を行ってください。
- ・小間外での調理、販売、募金及び呼び込みなどは禁止です。
- ・県庁敷地内は全面禁煙のため、テント内、テント裏、周辺路上、車内等での喫煙は禁止です。別途設置する屋外喫煙場所で喫煙願います。
- ・開催当日は保健所、消防署、主催者が巡回しますので、改善指導には必ず従ってください。

8. 出品物の販売に係る金銭の出納及び売上げ報告

- ・金銭の出納は、すべて出店者の責任で行ってください。
- ・出店者は、別に主催者が定める様式により、販売日ごとに売上げを報告願います。

9. 開催中止について

- ・主催者は、天災（火災、洪水、悪天候、地震等）をはじめ、社会不安（テロ行為、暴動、官公庁の規制、疫病等）や、その他の不可抗力、その他主催者の責めに帰しえない原因により本フェスティバルの開催を中止することがあります。
- ・悪天候等による本フェスティバル開催に支障が伴う情報が得られた場合、主催者は、原則として開催週の火曜日の午前中までに開催中止を決定し、出店者や関係機関に連絡します。

10. 免責事項

- ・主催者は、善良な管理者として注意を払い、会場全体の管理にあたりますが、各出品物の管理は出店者自らが責任を持つものとし、主催者は出品物の盗難、紛失、火災、損傷など不可抗力による出店者の損害に対して補償の責任を負いません。
- ・出店者の行為により事故、損害が発生したときは、当該出店者の責任において解決するものとし、主催者はこれに対し一切責任を負いません。

10. 個人情報の取り扱いについて

- ・主催者は、出店申込書等を通して入手した出店者の個人情報管理に細心の注意を払い、本フェスティバルの運営のみに利用し、これを適正に取り扱います。